

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施状況について

平成12年7月21日

総務庁行政管理局

総務庁行政管理局は、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（いわゆる「パブリック・コメント手続」）に関し、平成11年度の実施状況について、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成11年3月23日閣議決定）3(3)実態の把握」及び「規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）2(8)規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」に基づき、各省庁等から案件ごとに調査票の提出を受け、取りまとめを行った。

その結果は、以下のとおりである。

1 閣議決定対象案件

1 実施件数（表1参照）

平成11年度、各省庁等が、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）の対象として、意見提出手続を経て意思決定を行ったものの件数は、256件であった。（以下、対象案件という。）

また、閣議決定の対象であるが、意見提出手続を経ないで意思決定を行ったものは、23件あった。その理由としては、①迅速性・緊急性を要するもの（10件）、②軽微であるもの（7件）、③条約等に内容が規定されるなど行政機関の裁量の余地のないもの（3件）が挙げられる。

2 意見・情報の募集手続の状況

(1) 募集期間（表2参照）

意見・情報の募集期間については、1～7日間で1件、8～14日間で23件、15～21日間で48件、22日～1か月未満が77件、1か月～2か月未満が106件、2か月以上が1件であった。

募集期間は、1か月～2か月未満が41.4%を占めた。

(2) 案等の公表方法（表3参照）

意見・情報を募集する際の案等の公表方法については、ホームページへの掲載を行ったものが243件、窓口配布が192件、報道発表が90件、新聞・雑誌等による広報が17件、広報誌（紙）掲載が13件であった。（重複回答あり）

ホームページへの掲載を行った案件は、全体の94.9%であった。

(3) 特別に周知を図った者の有無（表4参照）

意見・情報を募集する際、特別に周知を図った者の有無については、83件が有としている。周知を図った対象は、事業者・事業者団体が72件と最も多い。なお、周知の方法は、郵便25件、ファクシミリ28件、説明会31件であった。（重複回答あり）

3 意見・情報の提出の状況

(1) 提出方法（表5参照）

国民等からの意見・情報の提出方法については、郵便 246件、ファクシミリ 181件、電子メール 226件、その他 5件であった。（重複回答あり）

提出方法は、郵便が最も多く、全体の96.1%で行われた。

(2) 提出された意見・情報の件数（表6参照）

提出された意見・情報の件数については、なしが 101件、1～5が77件、6～10が23件、11～20が16件、21～50が19件、51～100が8件、100超が12件であった。

意見・情報の件数は、なしが全体の39.5%、1～5も全体の30.1%を占めた。

(3) 公聴会の実施（表7参照）

公聴会については、23件が実施した。

4 意見・情報の処理の状況

(1) 手続結果の公表方法（表8参照）

提出された意見・情報及びそれに対する行政の考え方の公表方法については、ホームページへの掲載が 181件、窓口配布が 112件、報道発表が78件、その他が31件であった。（重複回答あり）

ホームページへの掲載が、全体の70.7%であった。

(2) 手続結果の公表内容（表9参照）

公表した内容については、提出された意見（原文）が34件、提出された意見を整理したものが 140件、行政機関の考え方が 193件であった。（重複回答あり）

(3) 修正事項の有無（表10参照）

意見・情報の提出を受けて修正した事項の有無については、有るが39件である。これは全体の15.2%を占める。

II 閣議決定対象外案件

1 実施件数（表1参照）

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）の対象外であるが、平成11年度、各省庁等の判断により、同様の手続を行い、意思決定を行ったものの件数は、89件となっている。（以下、対象外案件という。）

2 意見・情報の募集手続の状況

(1) 募集期間（表2参照）

意見・情報の募集期間については、1～7日間は 1件、8～14日間は 7件、15～21

日数が18件、22日～1か月未満が30件、1か月～2か月未満が32件、2か月以上が1件であった。

募集期間は、1か月～2か月未満が36.0%を占めた。

(2) 案等の公表方法（表3参照）

意見・情報を募集する際の案等の公表方法については、ホームページへの掲載を行ったものが88件、窓口配布が53件、報道発表が50件、広報誌（紙）掲載が4件であった。（重複回答あり）

ホームページへの掲載を行った案件は、全体の98.9%であった。

(3) 特別に周知を図った者の有無（表4参照）

意見・情報を募集する際、特別に周知を図った者の有無については、37件が有るとしている。周知を図った対象は、事業者・事業者団体が21件と最も多い。なお、周知の方法は、郵便19件、ファクシミリ10件、説明会13件であった。（重複回答あり）

3 意見・情報の提出の状況

(1) 提出方法（表5参照）

国民等からの意見・情報の提出方法については、郵便85件、ファクシミリ83件、電子メール83件、その他7件であった。（重複回答あり）

提出方法は、郵便が最も多いが（95.6%）、ファクシミリ（93.3%）、電子メール（93.3%）も多かった。

(2) 提出された意見・情報の件数（表6参照）

提出された意見・情報の件数については、なしが9件、1～5が20件、6～10が7件、11～20が15件、21～50が18件、51～100が10件、100超が10件であった。

意見・情報の件数は、なしが全体の10.1%、1～5も全体の22.5%を占めた。

(3) 公聴会の実施（表7参照）

公聴会については、1件が実施した。

4 意見・情報の処理の状況

(1) 手続結果の公表方法（表8参照）

提出された意見・情報及びそれに対する行政の考え方の公表方法については、ホームページへの掲載が59件、窓口配布が34件、報道発表が43件、その他が31件であった。（重複回答あり）

ホームページへの掲載を行った案件は、全体の66.3%であった。

(2) 手続結果の公表内容（表9参照）

公表した内容については、提出された意見（原文）が8件、提出された意見を整理したものが72件、行政機関の考え方が52件であった。（重複回答あり）

(3) 修正事項の有無（表10参照）

意見・情報の提出を受けて修正した事項の有無については、有るが28件である。これは全体の31.5%を占める。

本調査結果について、意見等がありましたら、総務庁行政管理局まで、郵便、ファクシミリ又は電子メールにてお送りください。平成12年8月31日（木）まで受け付けております。

〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-1-1

ファクシミリ 03-3506-1946

メールアドレス pc2000@somucho.go.jp

総務庁 行政管理局 行政手続室 パブリック・コメント手続担当

（提出上のお願い）

- * 表紙又は表題に「パブリック・コメント手続の調査結果への意見等」と必ず明記してください。意見等は日本語に限ります。
- * 個人は住所、氏名、性別、年齢、職業を、法人は法人名、所在地を記載してください。これらは、公にする場合があります。
- * 電話による意見等の申し出は、受けかねますので御了承ください。
- * 提出いただいた意見等は、今後の業務の参考にさせていただくとともに、当室で整理の上、公表する予定です。

※ この資料は、総務庁のホームページでも御覧になれます。

※ 各省庁のホームページには、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（パブリック・コメント）実施状況」のページが整備されております。そのページには、総務庁のホームページ（<http://www.somucho.go.jp/soumu/jyoukyou.htm>）からもアクセスすることができます。

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施状況の集計表

(表1) 実施件数

平成12年3月31日現在

省庁名	閣議決定の対象案件	手続を省略した案件	閣議決定の対象外案件
総理府	- (-)	-	- (-)
公正取引委員会	- (-)	-	4 (-)
警察庁	8 (-)	-	3 (-)
公害等調整委員会	- (-)	-	- (-)
金融再生委員会	1 (-)	-	- (-)
金融監督庁	7 (4)	-	- (1)
宮内庁	- (-)	-	- (-)
総務庁	- (-)	-	2 (-)
北海道開発庁	- (-)	-	- (-)
防衛庁	- (-)	-	- (-)
経済企画庁	- (-)	-	- (-)
科学技術庁	4 (-)	-	1 (-)
環境庁	10 (-)	4	8 (2)
沖縄開発庁	- (-)	-	- (-)
国土庁	1 (-)	-	- (-)
法務省	4 (1)	-	1 (-)
外務省	- (-)	-	- (-)
大蔵省	4 (1)	1	1 (-)
文部省	18 (1)	-	- (-)
厚生省	42 (5)	9	- (2)
農林水産省	52 (11)	2	4 (-)
通商産業省	26 (7)	-	50 (6)
運輸省	18 (1)	1	3 (1)
郵政省	35 (5)	5	11 (4)
労働省	17 (1)	1	- (-)
建設省	6 (3)	-	1 (1)
自治省	3 (1)	-	- (-)
合計	256 (41)	23	89 (17)

(注1) () 内は、平成12年3月31日時点で手続中の案件で外数である。

(注2) 複数省庁が共同で実施したものについては、それぞれの省庁ごとに整理することとした。

(注3) この他に、地方に置かれる国の行政機関が主体となって実施した案件が337件ある(他に手続中3件)。これらは、すべて閣議決定の対象外案件である。

(注4) その他、人事院でも同様の手続を2件(閣議決定の対象外案件)行っている。

(表2) 意見・情報の募集期間

	閣議決定の対象案件	閣議決定の対象外案件
1～7日間	1件 (0.4%)	1件 (1.1%)
8～14日間	23件 (9.0%)	7件 (7.9%)
15～21日間	48件 (18.8%)	18件 (20.2%)
22日～1か月未満	77件 (30.1%)	30件 (33.7%)
1か月～2か月未満	106件 (41.4%)	32件 (36.0%)
2か月以上	1件 (0.4%)	1件 (1.1%)
計	256件 (100.0%)	89件 (100.0%)

(表3) 案等の公表方法

	閣議決定の対象案件	閣議決定の対象外案件
ホームページへの掲載	243件 (94.9%)	88件 (98.9%)
官報掲載	22件 (8.6%)	0件 (0.0%)
窓口配布	192件 (75.0%)	53件 (59.6%)
報道発表	90件 (35.2%)	50件 (56.2%)
新聞・雑誌等による広報	17件 (6.6%)	1件 (1.1%)
広報誌(紙)掲載	13件 (5.1%)	4件 (4.5%)
その他	19件 (7.4%)	27件 (30.3%)

(表4) 特別に周知を図った者の有無

		閣議決定の対象案件	閣議決定の対象外案件
特別に周知を実施		83件 (32.4%)	37件 (41.1%)
周知方法	郵便	25件	19件
	ファクシミリ	28件	10件
	説明会	31件	13件
	その他	12件	5件
周知を図った者	学識経験者	11件	12件
	事業者・事業者団体	72件	21件
	消費者団体	17件	8件
	その他	25件	23件

(表5) 国民等からの意見・情報の提出方法

	閣議決定の対象案件	閣議決定の対象外案件
郵便	246件 (96.1%)	85件 (95.5%)
ファクシミリ	181件 (70.7%)	83件 (93.3%)
電子メール	226件 (88.3%)	83件 (93.3%)
その他	5件 (2.0%)	7件 (7.9%)

(表6) 提出された意見・情報の件数

	閣議決定の対象案件	閣議決定の対象外案件
なし	101件 (39.5%)	9件 (10.1%)
1～5	77件 (30.1%)	20件 (22.5%)
6～10	23件 (9.0%)	7件 (7.9%)
11～20	16件 (6.3%)	15件 (16.9%)
21～50	19件 (7.4%)	18件 (20.2%)
51～100	8件 (3.1%)	10件 (11.2%)
100 超	12件 (4.7%)	10件 (11.2%)
計	256件 (100.0%)	89件 (100.0%)

(表7) 公聴会の実施

		閣議決定の対象案件	閣議決定の対象外案件
公聴会を実施		23件 (9.0%)	1件 (1.1%)
公聴会開催の周知方法	ホームページへの掲載	20件	1件
	官報掲載	22件	0件
	窓口配布	9件	0件
	報道発表	4件	1件
	新聞・雑誌等による広報	0件	0件
	広報誌(紙)掲載	0件	0件
	その他	0件	1件
公述申込者数の平均値		9.3人	50.0人
公述人数の平均値		10.2人	33.0人
書面での意見提出が可能		20件	0件

(表8) 手続結果の公表方法

	閣議決定の対象案件	閣議決定の対象外案件
ホームページへの掲載	181件 (70.7%)	59件 (66.3%)
窓口配布	112件 (43.8%)	34件 (38.2%)
報道発表	78件 (30.5%)	43件 (48.3%)
その他	31件 (12.1%)	31件 (34.8%)

(表9) 手続結果の公表内容

	閣議決定の対象案件	閣議決定の対象外案件
提出された意見 (原文)	34件 (13.3%)	8件 (9.0%)
提出された意見を整理したもの	140件 (54.7%)	72件 (80.9%)
行政機関の考え方	193件 (75.4%)	52件 (58.4%)

(表10) 修正事項の有無

	閣議決定の対象案件	閣議決定の対象外案件
修正事項あり	39件 (15.2%)	28件 (31.5%)